

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第358号)

平成17年2月18日

横情審答申第358号  
平成17年2月18日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成15年5月30日建宅指第124号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「都市計画局港北ニュータウン建設事務所

- （1）宅地造成許可申請関係重要資料（昭和57年度その1）（完結57年度）
- （2）宅地造成許可申請関係重要資料（昭和58年度その1）（完結58年度）
- （3）宅地造成許可申請関係重要資料（昭和58年度その2）（完結58年度）」

の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「都市計画局港北ニュータウン建設事務所（１）宅地造成許可申請関係重要資料（昭和57年度その１）（完結57年度）（２）宅地造成許可申請関係重要資料（昭和58年度その１）（完結58年度）（３）宅地造成許可申請関係重要資料（昭和58年度その２）（完結58年度）」を非開示とした決定は妥当ではなく、港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類昭和58年度第56都規緑２号及び昭和58年度第56都規緑３号を対象行政文書として特定した上で、開示・非開示の決定をすべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「都市計画局港北ニュータウン建設事務所（１）宅地造成許可申請関係重要資料（昭和57年度その１）（完結57年度）（２）宅地造成許可申請関係重要資料（昭和58年度その１）（完結58年度）（３）宅地造成許可申請関係重要資料（昭和58年度その２）（完結58年度）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年10月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年２月横浜市条例第１号。以下「条例」という。）第２条第２項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 本件申立文書について

ア 都市計画局港北ニュータウン建設事務所（以下「建設事務所」という。）においては、宅地造成許可申請関係書類については、平成２年度までは第１種文書（永年保存）第１種 - 6「港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類」として取り扱っていたが、平成３年度に所管局の建築局が宅地造成許可申請関係書類を第２種文書（10年保存）に変更したことに伴い、建設事務所においても文書分類の改訂を行い、第２種文書（10年保存）第２種 - 14「港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類」として保存・整理されている。

イ 平成８年、港北ニュータウン土地区画整理事業の終了に伴い建築局へ文書の引

継ぎを行うに当たり、平成2年度までの宅地造成許可申請関係書類については、第1種文書から第2種文書に変更し、保存期間を訂正した。このうち、昭和60年度以前に完結した文書については、この時点で、変更後の保存期間10年を経過していたため廃棄した。

(2) 非開示とした理由

本件申立文書は、港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類に該当し、また、完結年度が昭和57年度又は昭和58年度であることから、平成8年の際に廃棄の対象となった行政文書である。したがって、平成9年4月に建設事務所から引き継いだ行政文書には本件申立文書は存在していない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 非開示理由として、保存期間（10年）の経過により廃棄済のためと告げられているが、横浜市公文書目録によれば、請求文書は永年保存文書とされている。したがって、廃棄はあり得ないものである。

(2) 横浜市が非開示理由の根拠として提出した参考資料とは重要部分（担当者の手書きメモ）を故意に消したものであり、その結果、有りが無しの意味に変えられている。このように最重要部分を消すことは文書の捏造に近い行為であり、横浜市の誠意が問われる。

ア 横浜市提出の参考資料「平成8年8月21日決裁永久保存文書の保存年限見直しについて」については、申立人も平成14年12月に入手しているが、その3枚目にはもともと次の「メモ」が担当者の筆跡で書き加えられていた。「廃棄対象文書も含めすべてマイクロフィルム化し、建築局へ引き継ぐため、実質上の支障はありません。」このメモは、公文書の一部であることに加え、極めて重要な意味を持つものである。

イ さらに、申立人は、総務局法制課に対して、60年度以前完結文書を含む廃棄対象文書一覧を示して、マイクロフィルムの廃棄の有無を問い合わせたが、「当該請求に係る別紙リストのうちマイクロ化したものについてはマイクロフィルムを廃棄していない」旨の回答を得ている。

以上のように、保存年限の見直しがなされた文書であってもマイクロフィルム化されて永久保存されていることは、メモによって証拠づけられているにもかかわらず

ず、横浜市はメモを消すという作為を行ってまで文書非開示を正当化しようとしている。

- (3) 保存年限の見直しにより、横浜市が「廃棄する」とした文書とは、開発・宅造完結廃棄対象文書一覧に示されたものである。しかしながら、この中に申立人の請求文書は含まれていない。というのは、廃棄対象文書とは二次開発（住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）による造成工事が完了した宅地をマンション等の使用目的に合わせて再度造成し直して形状を変えること）に係わるものであるのに対し、申立人の請求文書は二次開発関係文書ではない。その根拠は次の2つである。

上記伺いにおいて廃棄対象とされている港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類と申立人の請求文書は全く別の名称である。申立人の請求文書には、「施行地区内」という言葉が無く、「重要」という言葉があることから、二次開発関連文書ではないことを強く示している。

この事実にも係わらず、あたかも申立人の請求文書がこれら廃棄対象文書の中に含まれているかの如くに装った横浜市の対応はフェアでない。二重の不誠実と言うべきである。

- (4) 横浜市が廃棄の根拠として提出した文書とは、もともと建設事務所のものであり、申立人が開示されたものと出所は同一である。ならば、建築局宅地指導課（当時。現在は、宅地指導調整課。以下「宅地指導課」という。）がこの文書を入手したときには、「手書きメモ」及び「文書一覧表」も存在していたはずである。この2つは重要な情報を示すものであるにもかかわらず、あえてこれらを参考資料から削除した理由を示してほしい。これは、情報公開という意味では重要なポイントである。
- (5) 申立人の請求文書は、もともと永年保存文書である。仮に、この文書が保存年限見直対象文書として廃棄されていたとしても、マイクロフィルムは残っているので、それを開示していただきたい。
- (6) 申立人の請求文書は、廃棄対象文書の中には含まれていない。このことに対して、横浜市に反論があるならば、廃棄対象文書一覧のうち、どれとどれに当たるのかを示してほしい。
- (7) 申立人の請求文書が、実施機関のいう港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類の中に仮に含まれるとしても、マイクロフィルム化されて永年保存されている。その理由としては、上記のメモ書に加え、横浜市行政文書管理規則（平

成12年3月横浜市規則第25号)第12条の「課等の長は、その保存年限が永年及び10年である文書を、事案処理の終了した日の属する年度の翌々年度の4月1日から6月30日までの間に、法制課長に引き継がなければならない。」という規定である。このため、昭和58年度以前の文書は、平成8年度までにはマイクロフィルム化されているはずである。さらに、申立人は、法制課が引継ぎを受けた永年保存文書をマイクロフィルム化するのは、おおむね引き継いだ年度中であるということを法制課に確認している。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市公文書目録(第1種・永年保存)において、建設事務所の文書として掲載されている宅地造成許可申請関係重要資料のうちの昭和57年度その1(完結57年度)、昭和58年度その1(完結58年度)及び昭和58年度その2(完結58年度)である。横浜市公文書目録(第1種・永年保存)は、各課の永年保存文書を一覧に掲載したものであり、昭和63年に作成されたものである。

建設事務所は、港北ニュータウン地区の土地区画整理事業及び宅地造成工事に係る業務を所管していた部署であり、平成8年度末の港北ニュータウン土地区画整理事業の終了とともに閉鎖された。建設事務所が行っていた港北ニュータウンの宅地造成工事関連業務に係る行政文書は、宅地指導課に引き継がれている。

### (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、非開示理由説明書において、本件申立文書は、港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類に該当し、昭和60年度以前に完結したものについては平成8年度に廃棄しているため、不存在非開示の決定をしたと主張している。

それに対し、申立人は、港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類は、申立人が請求した文書ではないと主張している。

イ 当審査会がその点について実施機関に確認したところ、建設事務所から引き継いだ文書の中には、宅地造成許可申請関係重要資料という名称の文書は存在しておらず、また、宅地造成許可申請関係重要資料が具体的にどのような文書を示しているのかを明記した資料もなかったため、引き継いだ文書の中で請求文書名に適していると考えられる港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類が本件申立文書であると判断したという説明があった。港北ニュータウン施行地

区内宅地造成許可申請関係書類とは、港北ニュータウン地区の土地区画整理事業における宅地造成工事後に行われた、二次開発の宅地造成工事に係る文書であり、宅地造成に関する工事の協議申出書、宅地造成工事検査済証の交付についての伺い及び宅地造成工事の着手届等で構成されている。

ウ 当審査会において、宅地指導課が建設事務所から引き継いだ文書を調査した結果、宅地造成許可申請関係重要資料という文書の存在は確認できず、また、宅地造成許可申請関係重要資料の具体的内容を示した資料の存在も確認できなかった。引き継いだ文書の名称のほとんどに宅地造成協議という文字が見受けられる中で、本件申立文書名の一部である宅地造成許可という文字が名称に含まれているのは、港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類しかないため、これが本件申立文書に該当するとして宅地指導課が判断したことは、不合理な判断であったとはいえない。

エ 実施機関は、平成3年度に港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類の保存期間を永年から10年に変更し、平成8年の文書引継ぎの際に、10年の保存期間が経過していた昭和60年度以前のものを廃棄したと主張し、その旨を決定した平成8年8月21日決裁の伺いの写しを提出している。

オ それに対し、申立人は、当該伺いの写しは申立人も取得しているが、それには、廃棄対象文書も含めすべてマイクロフィルム化して建築局へ引き継ぐ旨のメモ書があるので、マイクロフィルムに撮影された形で保管されているはずであると主張し、当該伺いの写しを提出している。

カ 実施機関及び申立人は、同一と思われる伺いの写しを互いに根拠として提出した上で全く反対の主張をしているため、当審査会は、両者から提出された2つの伺いの写しを見分した。その結果、伺いの表紙及び本文の内容から同じ伺いであることが認められるが、申立人が提出したものには上記メモ書があり、宅地指導課が提出してきたものにはないことが確認された。

そこで、当該伺いの保管部署であった都市計画局が保管している当該伺いの写しについても取り寄せて見分したところ、それにはメモ書の存在が認められた。

このように、メモ書の有無に食い違いが生じているため、当審査会は、実施機関からマスターフィルム文書索引カードを提出させて、廃棄対象とされた文書がマイクロフィルム化されて存在していないか見分した。その結果、廃棄対象とされた文書のうちのいくつかがマイクロフィルムに撮影されていることを認め、

また、その中で完結年度が昭和57年度及び昭和58年度である港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類昭和58年度第56都規緑2号及び昭和58年度第56都規緑3号が存在していることを確認した。

前述のとおり、実施機関は、本件申立文書は、港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類に該当すると主張しており、その主張から判断すると、これら文書は本件申立文書であると考えることが適当である。

なお、本件申立文書は横浜市公文書目録において永年保存文書とされている文書であるから、廃棄されることなどあり得ないという申立人の主張についてであるが、横浜市では文書の保存期間を規定している文書分類表を毎年見直ししており、また、平成11年度以前は、保存期間変更前から保存していた文書についても変更後の保存期間が適用されていた場合があるため、本件申立文書のように、保存期間変更前の文書についても新しい保存期間による取扱いを行ったものと考えられる。このようなことから、実施機関の保存期間を永年から10年に変更したとの説明についても特段不合理な点は認められない。

### (3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件請求に対して条例第2条第2項に規定する行政文書は存在しないとして本件申立文書を非開示とした決定は妥当ではなく、港北ニュータウン施行地区内宅地造成許可申請関係書類昭和58年度第56都規緑2号及び昭和58年度第56都規緑3号を本件申立文書として特定の上、開示・非開示の決定をすべきである。

なお、実施機関は、保有する行政文書は原則として開示するという情報公開の基本理念を改めて認識し、請求文書の搜索等、情報公開に係る業務に細心の注意をもって取り組むべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年5月30日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年6月20日 (第14回第一部会) 平成15年6月27日 (第14回第二部会)	・諮問の報告
平成15年9月1日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年12月24日 (第53回第二部会)	・審議
平成17年1月14日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成17年1月14日 (第54回第二部会)	・審議
平成17年1月21日 (第55回第二部会)	・審議